令和８年10月版

（○　指定病院
○　指定老人ホーム･指定身体障害者支援施設･
　　指定保護施設
○　刑事施設等･少年院等）用

不在者投票のしおり

愛媛県選挙管理委員会

所在地　〒790-8570　松山市一番町四丁目4番地2
電話　089－941－2111（代表）
　　089－912－2212（直通）
FAX　089－912－2209

は　じ　め　に

不在者投票制度は、選挙当日一定の事由に該当することが見込まれる選挙人又は身体に重度の障がいがあるために投票所に行くことができない選挙人のために、選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間に限り、定められた場所で投票することができるように設けられた制度です。

このように、不在者投票制度は、当日投票の例外の制度であるとともに、その投票手続が長期にわたって行われる関係上、手続については、公職選挙関係法令に詳しく定められており、規定に違反して誤った投票が行われたときは、選挙無効の原因ともなりかねないので、不在者投票の管理執行に当たられる不在者投票管理者の責務は誠に重大です。

また、近年、不在者投票の執行に瑕疵があることを理由とする争訟事件や不在者投票管理者の選挙運動違反事件がみられるところでもあり、不在者投票の適正な実施のためその管理には万全を期する必要があります。

そのため、不在者投票管理者は不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない旨、公職選挙法に定められており、特に、指定病院等での不在者投票については、市町の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち会わせる取組を積極的に進めるよう求められています。

この冊子は、病院等指定された施設の不在者投票管理者又は事務担当者の皆様のために不在者投票の具体的手続を分かりやすく解説したものです。

どうかこの冊子を熟読され、十分その手続を理解いただくとともに、選挙が民主主義の基本となるものであることを認識されて、不在者投票の適正な管理執行について、一層の御協力をお願いします。

愛媛県選挙管理委員会

目　　次

凡　例
- 法……公職選挙法
- 令……公職選挙法施行令

◎　指定病院等における不在者投票手続の概略図 …… 1

◎　指定病院等における不在者投票の外部立会人に係る事務の流れ …… 2

Ⅰ　指定病院等における不在者投票制度 …… 3

1　不在者投票制度 …… 3

2　不在者投票ができる者 …… 3

3　不在者投票施設一覧 …… 4

Ⅱ　指定病院における不在者投票 …… 5

1　不在者投票管理者 …… 5

2　不在者投票管理者の主な仕事 …… 5

3　投票用紙等の請求 …… 5

4　投票用紙等の交付 …… 6

5　不在者投票のできる期間 …… 7

6　投票記載所 …… 7

7　立会人の選任 …… 8

8　不在者投票の方法 …… 8

9　不在者投票の送致 …… 10

10　不在者投票に要した経費 …… 10

11　その他の注意事項 …… 12

Ⅲ　指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設、指定保護施設における
不在者投票 …… 13
1　不在者投票管理者 …… 13
2　不在者投票管理者の主な仕事等 …… 13

Ⅳ　刑事施設等、少年院等における不在者投票 …… 14
1　不在者投票ができる者 …… 14
2　不在者投票管理者 …… 14
3　不在者投票管理者の主な仕事等 …… 14

Ⅴ　指定施設等における不在者投票に係る感染症対策 …… 15

Ⅵ　様 式 例 …… 16
1　宣誓書（投票用紙等請求書兼宣誓書）（別記様式例１） …… 16
2　引き続き愛媛県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書
（別記様式例２）…… 17
3　選挙人名簿登録証明書（別記様式例３） …… 18
4　南極選挙人証（別記様式例４） …… 19
5　依頼書（別記様式例５） …… 20
6　投票用紙等請求書（別記様式例６） …… 21
7　不在者投票用封筒（外封筒及び内封筒）（別記様式例７） …… 22
8　不在者投票証明書（別記様式例８） …… 24
9　外部立会人の選定依頼書（別記様式例９） …… 25
10　立会人選任書（別記様式例10） …… 26
11　請求書（別記様式例11） …… 27

Ⅶ　参照条文 …… 33
1　公職選挙法（抄） …… 33
2　公職選挙法施行令（抄） …… 36
3　公職選挙法施行規則（抄） …… 44
4　愛媛県選挙事務執行規程（抄） …… 44

Ⅷ　市町選挙管理委員会一覧表 …… 51

◎　指定病院等における不在者投票手続の概略図

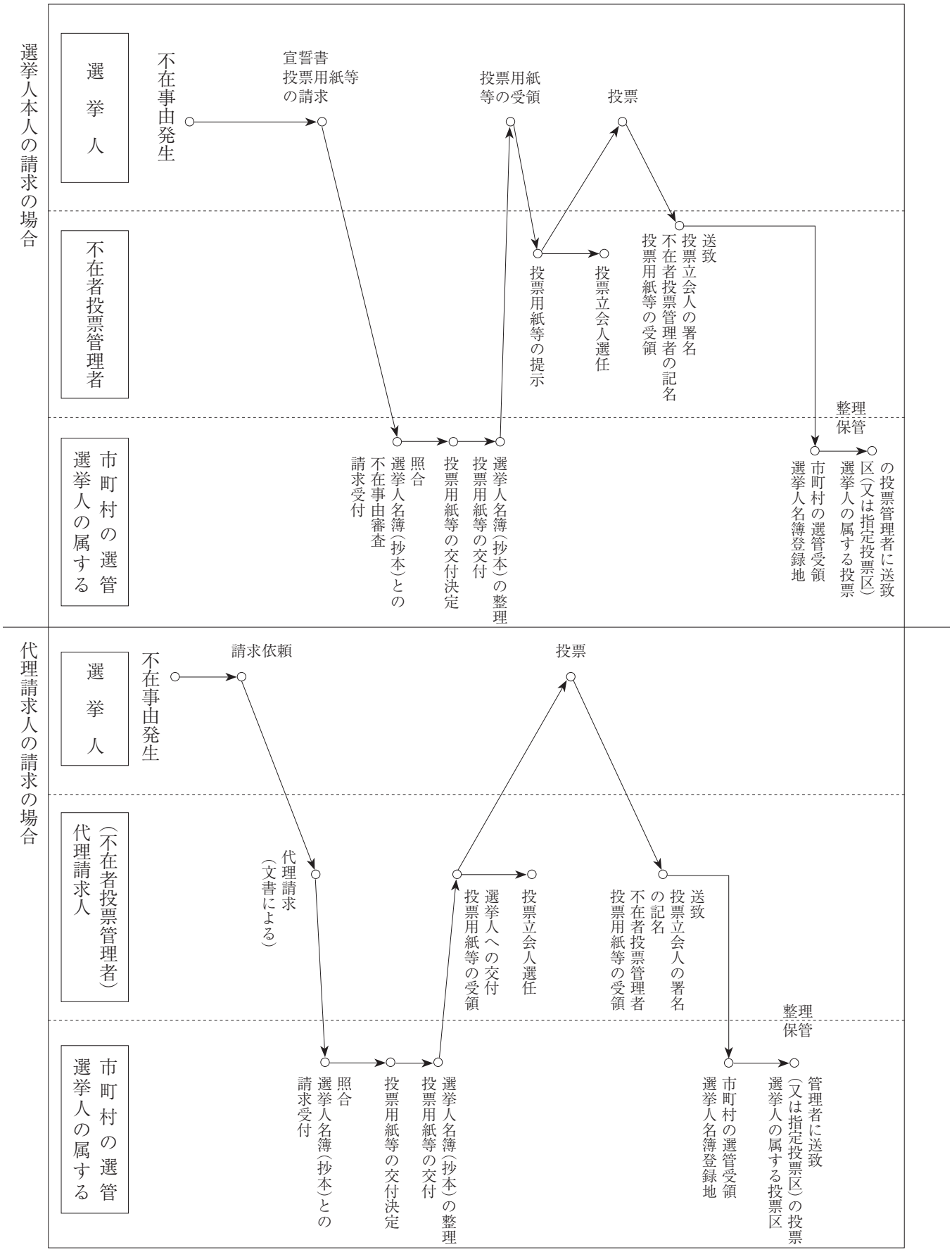

◎　指定病院等における不在者投票の外部立会人に係る事務の流れ

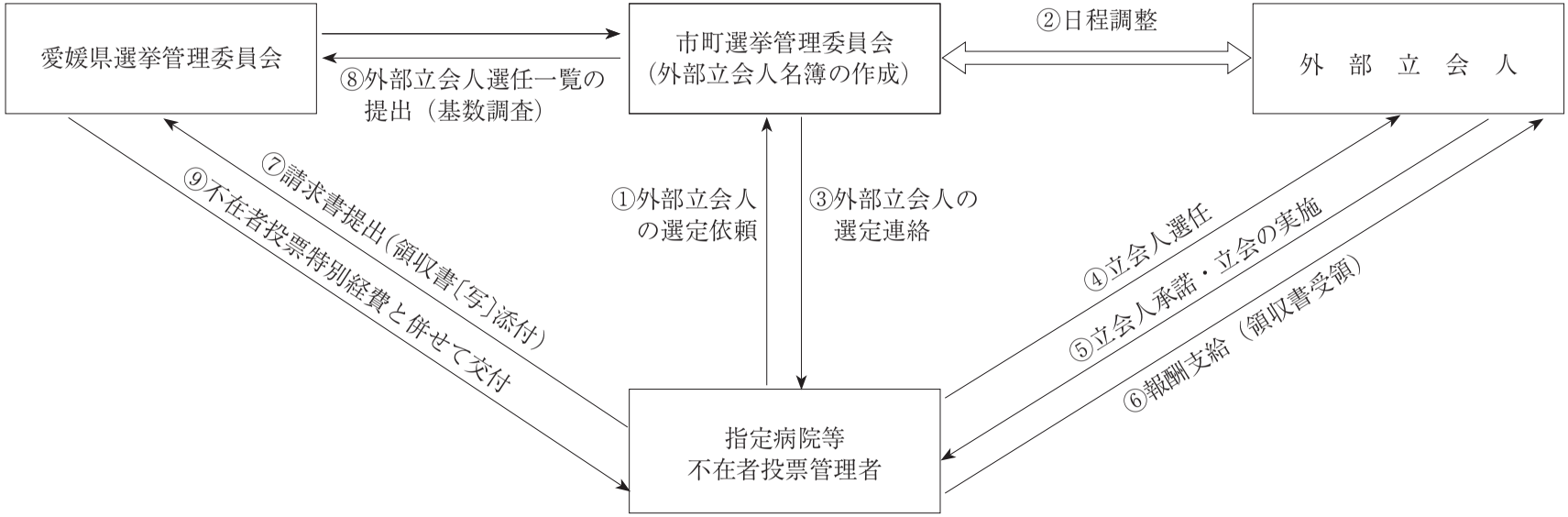

（備考）

1　不在者投票施設所在地の市町選挙管理委員会で調整できない場合は、他の市町選挙管理委員会からの選定もできるものとすること。

2　交付対象となる報酬は、市町選挙管理委員会が選定した外部立会人への支給に限られ、１時間当たり1,459円（１時間未満は１時間）を上限とし、１日当たり12,400円を超える金額については、対象外となること。

3　上記の手続きによらず、市町選挙管理委員会が外部立会人名簿の中から外部立会人を特別職の地方公務員として任命し、不在者投票施設に派遣する制度を設けている場合がある。この場合にあっては、当該外部立会人への報酬は市町選挙管理委員会が支給する。

Ⅰ　指定病院等における不在者投票制度

1　不在者投票制度

選挙人は、選挙の当日、自ら投票所へ行って投票しなければなりません（法44）。

しかし、選挙人の中には、職務、業務の都合又は病気等のため、選挙の当日投票所へ行けない者もありますので、できるだけ多くの者が選挙権を行使できるように不在者投票制度が設けられています。

この不在者投票制度の一つとして、都道府県の選挙管理委員会の指定する病院・老人ホーム・その他の施設（以下「指定病院等」といいます。）に入院中又は入所中の者は、不在者投票管理者である病院長又は施設長の管理のもとにその病院内又は施設内においても投票することができることとされています（法49、令55②④）。

指定病院等におけるこの制度は手続が複雑ですが、これは、選挙人の便宜を図ることと投票の秘密・公正の原則とを調和させるためのやむを得ない措置ですので、不在者投票管理者である病院長等は、この点を理解し、違法な取扱いをしないよう十分注意してください。

なお、**病院等の医師、看護師、職員及び入院患者・入所者の付き添いの方は、指定病院等での不在者投票はできません。**

2　不在者投票ができる者（法48の２、法49）

都道府県選挙管理委員会の指定する病院（以下「指定病院」といいます。）に入院中の選挙人、都道府県選挙管理委員会の指定する老人ホーム（以下「指定老人ホーム」といいます。）に入所中の選挙人又は都道府県選挙管理委員会の指定する原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、都道府県選挙管理委員会の指定する身体障害者支援施設若しくは都道府県選挙管理委員会の指定する保護施設（以下「その他の指定施設等」といいます。）に入所中の選挙人で不在者投票事由（下記の２号、３号及び６号又は例外的に１号）に該当する者に限られます。

⑴　**２号事由**

用務又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

所属投票区の区域外の病院等に入院加療中の歩行可能な選挙人は本号に該当します。

（歩行が困難な者は、３号事由になります。３号事由の場合には、病院等は所属投票区の区域内でもよいことになります。）

⑵　**３号事由**

疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは少年鑑別所に収容されていること。

①　疾病、負傷等により歩行が困難であることとは、選挙当日、これらの理由によって歩行が困難であると予想される場合のことであって、不在者投票を行うとき、現に歩行が困難でなくとも結構です。例えば、選挙当日は手術を行うのでその前の歩行可能な間に投票しようとする場合等が考えられます。

②　病院等に入院中の者であっても歩行が容易な者は３号事由には該当しません（ただし、病院等が所属投票区の区域外にあれば２号事由に該当し、不在者投票をすることができます。）。

③　病院に入院中の者で軽い歩行はできるが乗物に乗ることが禁止されている者の場合は、不在者投票をすることができます。

⑶　６号事由

天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

伝染病のまん延が懸念される状況において、外出の自粛要請等、現に社会活動が制約され、又は今後制約されるおそれが見込まれる場合等は、法第48条の２第１項第６号の事由に該当し、期日前投票を行うことができると解されております。

この事由により不在者投票を実施する場合は、「Ｖ　指定施設等における不在者投票に係る感染症対策」を参考にしてください。

【指定病院等における不在者投票の可否】

所在 区分	所属投票区の区域内の指定病院等に入院中・入所中の者	所属投票区の区域外の指定病院等に入院中・入所中の者
歩行可能な人（外出可能）	※原則としてできない	できる （２号事由）
病気・負傷等のため歩行が困難な人	できる （３号事由）	できる （３号事由）
天災等により投票所への到達が困難な人	できる （６号事由）	できる （６号事由）

※所属投票区の区域内の指定病院等に入院・入所中で歩行可能な人であっても、例外的に１号事由に該当する場合（投票期日に所属投票区の区域内において、親族の冠婚葬祭に出席する場合等）は、不在者投票をすることができます。

なお、この事由で投票用紙等を請求する場合は、事前に各市区町村選挙管理委員会に御確認ください。

３　不在者投票施設一覧

県選挙管理委員会ＨＰで最新の情報を確認することができます。

URL : https://www.pref.ehime.jp/page/12119.html

Ⅱ　指定病院における不在者投票

1　不在者投票管理者（令55②④⑧⑨）

指定病院で行う不在者投票については、その選挙に関する選挙権の有無にかかわらず院長が不在者投票管理者になります。

院長が候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者になることはできません。このような場合又は院長に事故がある場合は、院長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者になります。

ただし、入院している者が自ら投票用紙等の請求をした場合は、その者が登録されている選挙人名簿の属する市町村又はその者が現に所在し若しくは居住する地の市町村の選挙管理委員会において、不在者投票をすることができます。

2　不在者投票管理者の主な仕事

⑴　不在者投票に関する手続の全てについて、最終的な決定権を持っています。

⑵　不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行するのが役目です。その担任する事務の主なものは、次のとおりです。

①　選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること（代理請求の場合）。（令50④）

②　交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を選挙人に渡すこと。（令53④）

③　使用前の投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること。（令58①②）

④　立会人を選び、不在者投票に立ち会わせること。（令58③、令56③）

なお、不在者投票の公正な実施の確保のため、市町村の選定した者を立ち会わせるよう努めること。（法49⑩）

⑤　不在者投票記載場所の設備をすること。（令58④、令32）

⑥　代理投票の申請を受け、その許否を決定すること。（令58④、令56④⑤）

⑦　投票の終わった不在者投票を送致すること。（令60①）

3　投票用紙等の請求

⑴　請求期間（令50①④）

不在者投票のための投票用紙等の請求は、選挙期日の公示（告示）の前でもすることができます。

請求期限は、選挙期日（投票日）の前日までとなっています。ただし、最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙等の請求は、国民審査の告示前４日以内に新たに審査対象となる裁判官が任命される等した場合には、審査期日前７日から審査期日の前日までの間しか認められていません。（最高裁判所裁判官国民審査法施行令13）

⑵　請求の方法（令50①④）

投票用紙等の請求は、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会委員長（以下「市町村選管委員長」という。）に対して、直接に又は郵便等をもって行うことになっていますが、次の２通りの請求方法があります。

①　選挙人自らが請求する方法

②　不在者投票管理者が選挙人の依頼を受けて不在者投票管理者又はその代理人が選挙人に代わって請求する方法

(3) 請求に必要な書類等

① 選挙人自らが請求する場合

ア 不在者投票事由に該当する旨の「宣誓書（投票用紙等請求書兼宣誓書）」**（別記様式例１）**（令52）

イ 都道府県の議会の議員又は知事の選挙において、法第９条第３項の規定により当該選挙の選挙権を有する者は、法第44条第３項の「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書（引続居住証明書類）」**（別記様式例２）**（令50⑤）

ウ 選挙人が「選挙人名簿登録証明書」**（別記様式例３）**の交付を受けている船員である場合は、この証明書を提示すること。(令50⑥)

エ 選挙人が「南極選挙人証」**（別記様式例４）**の交付を受けている国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織（以下「南極地域調査組織」という。）に属する者である場合は、この証明書を提示すること。(令50⑦)

オ 入院中の指定病院で投票する旨申し立てること。(令50①)

② 不在者投票管理者が選挙人の依頼を受けて不在者投票管理者自ら又はその代理人が選挙人に代わって請求する場合

この場合、本人から「依頼書」**（別記様式例５）**の提出を求めるなど、選挙人の意思を十分に確認すること。

選挙人の意思を確認することなく、全ての入院患者又は入所者の不在者投票用紙等を請求することはできません。

ア 「投票用紙等請求書」**（別記様式例６）**（令50④）

※ 選挙人の「宣誓書（投票用紙等請求書兼宣誓書）」は不要です。

イ 都道府県の議会の議員又は知事の選挙において、法第９条第３項の規定により当該選挙の選挙権を有する者は、法第44条第３項の「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書」（別記様式例２）（令50⑤）

ウ 選挙人が「選挙人名簿登録証明書」（別記様式例３）の交付を受けている船員である場合は、この証明書を提示すること。(令50⑥)

エ 選挙人が「南極選挙人証」（別記様式例４）の交付を受けている南極地域調査組織に属する者である場合は、この証明書を提示すること。(令50⑦)

オ 入院中の指定病院で投票する旨申し立てること。(令50④、令50①)

③ 点字で投票をしようとする場合（令50③④）

盲人である選挙人が点字によって投票しようとする場合は、選挙人自らが請求するときはその旨の申立てを、不在者投票管理者又はその代理人が選挙人に代わって請求するときは投票用紙等請求書の備考欄にその旨を記載してください。

④ 船員の特例（令51）

船員については、選挙人名簿登録地の市町村選管委員長に対する請求のほかに、総務省令で指定する指定港のある市町村の選管委員長に対して不在者投票の請求ができるという特例があります。

詳しいことは、近くの選挙管理委員会にお問い合わせください。

４ 投票用紙等の交付（令53）

不在者投票のための投票用紙等は、選挙期日の公示（告示）の日の翌日（郵便等により発送すると

きは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日）以後市町村選管委員長から交付又は郵便等により発送されます。

⑴　選挙人自らが請求した場合は、その選挙人に次のものが交付されます。

①　投票用紙（点字投票を申し立てた場合は、点字投票用紙）

②　投票用封筒（外封筒及び内封筒）**（別記様式例７）**

③　不在者投票証明書**（別記様式例８）**

※　不在者投票証明書は、不在者投票管理者が選挙人を確認するための資料として名簿登録地の選挙管理委員会が作成するものです。

この証明書には、選挙人の氏名、生年月日、指定病院の名称等が記載されており、「不在者投票証明書在中」と表示した封筒に入れ、封がしてあります。

選挙人は、この封筒を開いてはならないことになっています。

⑵　不在者投票管理者が選挙人に代わって請求した場合は、不在者投票管理者に次のものが交付されます。**なお、不在者投票管理者は、これらのものを直ちに選挙人に渡さなければならないこととなっています。**

①　投票用紙（点字投票を申し立てた場合は、点字投票用紙）

②　投票用封筒（外封筒及び内封筒）

※　不在者投票証明書は、交付されません。

５　不在者投票のできる期間（法270①、法270の2、令58①、令142の2）

選挙期日の公示（告示）の日の翌日から選挙期日（投票日）の前日までです。また、不在者投票の取扱時間は、午前８時30分から午後５時までの間です。

なお、投票用紙等の交付の請求は、午前８時30分から午後８時（ただし、市町村の選挙管理委員会がこれと異なる時間を定めている場合もある。）までの間となっています。

６　投票記載所（令58④、令32）

不在者投票管理者は、不在者投票のため、投票記載の場所を設営してください。この設営に当たっては、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように、また投票用紙の交換その他の不正が行われることがないように留意してください。

また、**原則としてベッドの上で不在者投票はできません。**ただし、例外的に重病人等投票記載所まで歩行が困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者、立会人及び事務従事者が各病室を回って、ベッドで投票させることもできます。この場合においては、投票の秘密保持に十分配慮し、また、投票の取扱いを特に慎重にしてください。

（設　営　例）

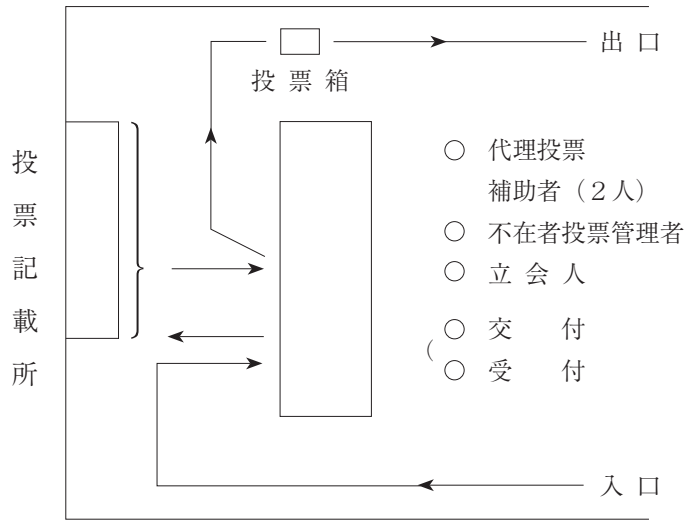

◎選挙人の流れが良いように、人数制限等をして混雑防止に務めること。

7　立会人の選任（令58③、令56③）

不在者投票管理者は、選挙権を有する者（最低1人）を立会人に選任して、投票に立ち会わせなければなりません。

立会人の選任に当たっては、原則として、施設所在地の市町選挙管理委員会が作成した外部立会人名簿の中から選任するようにしてください。

外部立会人を選任することができない場合は、市町選挙管理委員会の協力が得られるのであれば、同委員会の職員の派遣を求め、不在者投票が公正かつ適正に行われていることの確認を受ける等、適切に対応してください。

なお、市町選挙管理委員会が外部立会人名簿の中から外部立会人を特別職の地方公務員として任命し、不在者投票施設に派遣する制度を設けている場合があります。

立会人は、不在者投票管理者及びその補助者並びに代理投票の補助者と兼ねることはできません。

立会人は、投票用紙等の点検から送致のための受理に至る全手続に立会いをするものです。

立会人を欠いたままで行われた不在者投票は無効となります。

8　不在者投票の方法

⑴　不在者投票をさせる前にしなければならないこと

①　投票用紙等の点検（令58①）

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるか、投票用紙に既に候補者の氏名等を記載していないか、選挙人本人であるかを確認してください。

②　候補者の氏名等が記載してある場合

投票用紙に既に候補者の氏名等が記載してある場合、不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙等を返還し、投票用紙等の交付を受けた市町村選管委員長に、その投票用紙と引換えに再交付の請求をさせたうえ、不在者投票を行わせてください。

③　不在者投票証明書の点検（選挙人自らが投票用紙等を請求した場合のみ）（令58②）

選挙人が自分で投票用紙等を請求した者であるときは、封筒の表面に「不在者投票証明書在中」と記載された封筒をそのまま提出させ、その封筒が開かれていないかどうかをまず点検した

後、封筒を開いて不在者投票証明書の記載内容を確認してください。

不在者投票証明書の封筒が既に開かれているときは、選挙人が誤って開いたと否とを問わず、投票させることはできません。この場合も、投票用紙の引換えの要領によって新しいものの交付を受けた場合は、投票させることができます。

(2) 投票の要領

① 普通の投票の場合（令58①、令56①）

不在者投票管理者の管理する投票記載場所において、選挙人に投票用紙に候補者1人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあっては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の名称又は略称。以下同じ。）を記載させ、これをまず投票用内封筒に入れて封をさせ、更に投票用外封筒に入れて封をさせたうえ、外封筒の表面の投票者氏名欄に「署名（自署）」させて提出させてください。

署名を忘れたり、選挙人本人以外の者が署名してはいけません。また、署名の下に押印するとか、投票用封筒を印をもって封かんする必要はありません。

② 点字投票の場合

点字投票があったときの投票用外封筒の表面の署名は、内封筒を外封筒に入れる前に点字で打たせてください。

③ 代理投票の場合（法48、令58④、令56④）

ア 選挙人が心身の故障（手にけがをして全く使えないといったように文字を記載することが不可能な程度のものであることが必要です。）その他の事由により自分で候補者の氏名を記載することができないときは、不在者投票管理者に申請して、自分に代わって他の人に候補者の氏名を記載してもらうことができます。

イ 代理投票は、選挙人から申請があった場合に、不在者投票管理者が代理投票事由の有無を個別に判断したうえで初めて行うことができるものであることに注意してください。なお、投票する意思もなく、判断能力のない選挙人に強いて投票を行わせることは、選挙人の自由意思による投票ではありませんので、このような方法で行われた不在者投票は無効となります。

選挙人の投票の意思を確認できなかった場合は、白票を入れるのではなく、必ず棄権とし、不在者投票用紙等をその交付を受けた市町村選挙管理委員会に返送してください。

〔代理投票の方法〕

選挙人から代理投票の申請があった場合において、その者が代理投票をすることができる者であるときは、不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから投票を補助する者２人を定め、補助者1人の立会いの下に、もう１人の補助者が投票記載所で選挙人が指示する候補者１人の氏名を記載し、これを投票用内封筒に入れて封をし、更に投票用外封筒に入れて封をした後、外封筒の表面の「投票者（氏名）」欄に選挙人の氏名を記載させて直ちに提出させなければなりません。なお、家族等による代理投票の補助は認められません。また、不在者投票管理者、立会人、代理投票の補助者については、それぞれ兼務することはできません。

④ 代理投票の仮投票の場合（令58④、令56⑤、令41①②③）

不在者投票管理者が立会人の意見を聞いて代理投票をさせるべきでないと決定した場合に、選挙人がこの決定に不服であるとき、又は代理投票することについて立会人に異議があるときは、不在者投票管理者は、代理投票を申請した選挙人に仮に投票させなければなりません。

〔代理投票の仮投票の方法〕

不在者投票管理者は、まず上記③の手続により代理投票をさせた後、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者に、併せて選挙人の氏名を投票用外封筒の「投票者（氏名）」欄に記載させるほか、その者（補助者）の氏名を「代理記載人氏名」と別記様式例7の②に倣い記載させて提出させなければなりません。

⑤　その他

２つ以上の選挙を同時に行う場合、投票用紙の交付誤りには十分注意してください。

9　不在者投票の送致（令60①）

不在者投票管理者は、投票用紙を入れた封筒を受け取ったときは、次のとおり処理してください。

(1)　投票用外封筒の記載

①　投票した年月日及び投票場所を記載する。

②　不在者投票管理者は記名する。(自署でなくゴム印でよい。)

③　立会人に署名させる。(**必ず立会人に自署させなければならない。**)

(2)　送致

不在者投票管理者は、前記手続の終わった投票用封筒を不在者投票証明書（選挙人自らが市町村選管委員長に請求した場合に限る。）とともに、他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に**「不在者投票在中」**と記載し、その裏面に記名押印のうえ、選挙人の属する市町村の選管委員長に送致又は郵便等により送付しなければなりません。送致に当たっては、送致先の市町村選管の指示に従い、適正に行ってください。

郵便等により送付する場合は、重要書類ですから、書留等によって送付してください。

10　不在者投票に要した経費

(1)　経費の支払

不在者投票に要した経費は、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、愛媛県知事選挙及び愛媛県議会議員選挙については愛媛県が負担します。衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙にあっては、県内の指定病院において県外の選挙人が投票した場合も、愛媛県が負担します。支出の資料として必要ですから、請求書**（別記様式例11）**を投票日以後直ちに送付してください。

愛媛県知事選挙及び愛媛県議会議員選挙については、愛媛県外の指定病院における不在者投票に要した経費は愛媛県が負担します。(愛媛県知事選挙及び愛媛県議会議員選挙と同日に市町の選挙が行われた場合における当該市町の選挙に係る不在者投票に要した経費は、当該市町が負担することになります。)

不在者投票用紙等を請求し、交付を受けた場合であっても、選挙人が投票をしなかった場合（棄権の場合）には、当該選挙人に係る経費をお支払することはできません。

なお、市町選挙管理委員会が外部立会人名簿の中から外部立会人を特別職の地方公務員として任命し、不在者投票施設に派遣する制度を設けている場合があります。この場合にあっては、当該外部立会人への報酬は市町選挙管理委員会が支給するので請求できません。

(2)　金額

①　当該病院において不在者投票をした選挙人１人について1,236円

選挙区、比例代表の選挙の全部を投票した場合においても、そのいずれか１つを棄権した場合であっても、いずれも１人と数えるものであること。

② 外部立会人（市町選挙管理委員会が選定した者に限る。）に要した経費

１日につき1,459円に立会時間数（1時間未満の時間があるときは、１時間）を乗じた額（その額が12,400円を超える場合は、12,400円）（次表参照）と、外部立会人に支給した額のうちいずれか少ない額（同日に複数の選挙が行われた場合は、不在者投票をした選挙人の数で按分）

不在者投票に要した時間 （１時間未満の時間は１時間）	金　　額
１時間	1,459円
２時間	2,918円
３時間	4,377円
４時間	5,836円
５時間	7,295円
６時間	8,754円
７時間	10,213円
８時間	11,672円
８時間超	12,400円

⑶ 請求書の送付先

〒790－8570　松山市一番町四丁目４番地２　愛媛県選挙管理委員会

⑷ 経費の支払の方法

愛媛県においては、公金の支払は口座振込により行います。

振込名義（通帳に印字される名称）は、愛媛県選挙管理委員会（エヒメケンセンキョカンリイインカイ）ではなく、愛媛県選挙管理委員会の経費の支払を担当する愛媛県市町振興課（エヒメケンシチョウシンコウカ）と表示されますので御留意ください。

⑸ 経費の受け取りに用いる口座

愛媛県における公金の支払は金融機関に開設された預貯金口座への口座振込により行います。ただし、支払を行う口座は、原則として一つに限っています。

ついては、支払に当たって口座登録が必要となりますので、次の点に御留意ください。

① 愛媛県からの公金の受け取りのために申請している口座がない場合

債権者登録票を提出してもらいます。その際、債権者登録票に併せて口座情報を確認できる書類（通帳の写し（預金種別、金融機関名、店舗名、口座番号及び口座名義人（カナ表示）が印字された部分）、インターネット銀行の場合は、同様の項目が確認できる画面のスクリーンショット等）を提出してください。

② 過去2年以内に愛媛県からの振込に使用した口座がある場合

県で登録している口座に支払います。**ただし、口座を変更したい場合や、住所、代表者等に変更が生じている場合は、債権者登録変更票の提出が必要となります。**

なお、口座振替先に変更がある場合は、債権者登録変更票の提出に併せて口座情報を確認できる書類（通帳の写し（預金種別、金融機関名、店舗名、口座番号及び口座名義人（カナ表示）が印字された部分）、インターネット銀行の場合は、同様の項目が確認できる画面のスクリーンショット等）を提出してください。

③ 提出先等

ア　提出時期　　請求関係書類の提出時

イ　提 出 先　　愛媛県知事

ウ　提出窓口　　愛媛県松山市一番町四丁目４番地２　愛媛県庁　本館４階
愛媛県総務部行財政推進局市町振興課選挙係　電話　089－912－2212
FAX　089－912－2209

エ　提 出 物　　口座振替申込書兼債権者登録（変更）票
※口座振替申込書兼債権者登録（変更）票の様式並びに記載要領及び記載例につきましては、PDFファイル形式のデータを次のアドレスからダウンロードできます。
https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=505

11　その他の注意事項

⑴　不在者投票管理者は、不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。(法135②)

法第135条の規定に違反して選挙運動をした者には、罰則（6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金が適用されます。(法241)

⑵　不在者投票管理者の管理する投票記載場所に選挙運動用ポスターや政治活動用のポスター並びに立札及び看板の類を掲示することはできません。(法143③④、法145①、法201の11⑥)

⑶　**投票記載場所においては、候補者の氏名や名簿届出政党等の名称を掲示しないでください。**選挙人から候補者の氏名等が分からない旨申出があった場合は、公示（告示）日の翌日の新聞や選挙公報などを保管し、投票記載場所以外の場所（例えば、投票記載場所付近の廊下）において見せてください。特定の候補者等のみを教えることのないよう注意してください。

また、施設で独自に氏名掲示表等を作成することは絶対にしないでください。

⑷　不在者投票は、選挙期日（投票日）の前日までに行うことになっておりますが、できるだけ早めに行うようにしてください。

不在者投票管理者から市町村選管委員長に送られた不在者投票は、更に選挙人所属の投票区（又は指定投票区）へ送られることになりますが、投票締切時間までに届かない場合は、せっかくの投票が受理されないことになります。

⑸「宣誓書（投票用紙等請求書兼宣誓書)」等市町村選挙管理委員会が様式を作成している場合は、それによってください。

⑹　以上のほか、不在者投票についての詳細な点については、指定病院所在地の市町選挙管理委員会に照会してください。

Ⅲ　指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設、指定保護施設における不在者投票

1　不在者投票管理者（令55②④⑧⑨）

指定施設で行う不在者投票については、その選挙に関する選挙権の有無にかかわらず施設の長が不在者投票管理者になります。

施設の長が候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者になることはできません。このような場合又は施設の長に事故がある場合は、施設の長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者になります。

2　不在者投票管理者の主な仕事等

不在者投票管理者の主な仕事、投票用紙等の請求、投票用紙等の交付、不在者投票のできる期間、投票記載所、立会人の選任、不在者投票の方法、不在者投票の送致、不在者投票に要した経費及びその他の注意事項については、前記Ⅱ指定病院における不在者投票の場合と同様又はこれに準じた取扱いとなっておりますので参照してください。

なお、特に留意すべき事項は、次のとおりです。(再掲)

⑴　不在者投票管理者である施設長は、不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。(法135②)

法第135条の規定に違反して選挙運動をした者には、罰則（6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）が適用されます。(法241)

⑵　不在者投票管理者が選挙人の依頼を受けて不在者投票管理者自ら又はその代理人が選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒を請求する場合は、本人から「依頼書」（別記様式例5）の提出を求めるなど、選挙人の意思を十分に確認してください。

選挙人の意思を確認することなく、全ての入所者の不在者投票用紙等を請求することはできません。

⑶　不在者投票管理者は、選挙権を有する者（最低1人）を立会人に選任して、投票に立ち会わせなければなりません。

立会人の選任に当たっては、原則として、施設所在地の市町選挙管理委員会が作成した外部立会人名簿の中から選任するようにしてください。

外部立会人を選任することができない場合は、市町選挙管理委員会の協力が得られるのであれば、同委員会の職員の派遣を求め、不在者投票が公正かつ適正に行われていることの確認を受ける等、適切に対応してください。

なお、市町選挙管理委員会が外部立会人名簿の中から外部立会人を特別職の地方公務員として任命し、不在者投票施設に派遣する制度を設けている場合があります。

立会人は、不在者投票管理者及びその補助者並びに代理投票の補助者を兼ねることはできません。

⑷　投票の際に、投票する意思がない選挙人や、判断力のない選挙人に強いて投票を行わせることはできません。

選挙人の投票の意思を確認できなかった場合は、白票を入れるのではなく、必ず棄権とし、不在者投票用紙等を選挙管理委員会に返送してください。

⑸　施設が市町の選挙管理委員会に不在者投票用紙等を請求し、交付を受けた場合であっても、選挙人が投票をしなかった場合（棄権の場合）は、経費をお支払いすることはできません。

Ⅳ　刑事施設等、少年院等における不在者投票

1　不在者投票ができる者（法49①）

刑事施設、労役場、監置場、留置施設（以下「刑事施設等」という。）又は少年院、少年鑑別所（以下「少年院等」という。）に収容、監置又は留置中の選挙人は、選挙期日（投票日）に投票所へ行って投票することができない場合、事前にその施設で不在者投票をすることができます。

2　不在者投票管理者（令55④⑨）

刑事施設等又は少年院等で行う不在者投票については、刑事施設にあってはその刑事施設の長、労役場、若しくは監置場にあってはその労役場若しくは監置場が附置された刑事施設の長、留置施設にあってはその留置施設の留置業務管理者、少年院にあってはその少年院の長、少年鑑別所にあってはその少年鑑別所の長が不在者投票管理者になります。上記の不在者投票管理者に事故がある場合は、長（管理者）の職務を代理すべき者が不在者投票管理者になります。

3　不在者投票管理者の主な仕事等

不在者投票管理者の主な仕事、投票用紙等の請求、投票用紙等の交付、不在者投票のできる期間、投票記載所、立会人の選任、不在者投票の方法、不在者投票の送致、不在者投票に要した経費及びその他の注意事項については、前記Ⅱ指定病院における不在者投票の場合と同様又はこれに準じた取扱いとなっておりますので参照してください。

Ⅴ　指定施設等における不在者投票に係る感染症対策

伝染病のまん延が懸念される状況下で不在者投票を行う場合は、以下を参考に、感染予防措置を講じつつ、選挙人が安心して投票できるよう努めてください。

1　不在者投票の管理執行に人員を割けない等の理由により、入院・入所している選挙人からの不在者投票の申出を拒否することはできないため、以下の対策を参考に不在者投票を実施し、入院・入所している選挙人の投票機会の確保に努めていただきますようお願いいたします。

2　会場を設けて不在者投票を実施する場合は、以下の対策を行ってください。

⑴　３つの密を避ける取組（選挙人や立会人等の間隔の確保、定期的な換気等）を行ってください。特に出入口や投票記載場所では選挙人の間隔の確保に留意してください。投票用紙記載台を使用する場合には間隔を開けて使用し、複数区画に分かれている記載台を使用するときは隣り合った区画を使用できないようにしてください。

⑵　選挙人のマスク着用を励行してください。

⑶　不在者投票管理者、立会人及び事務従事者はマスクを着用の上、咳エチケットの徹底、事務従事前後の手洗い・うがい等を行ってください。また、必要に応じて、手袋等の着用、受付係における飛沫感染防止障壁の設置などの対策を講じてください。手袋を着用する場合は、投票用紙の二重交付に注意してください。

⑷　出入口に手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、手指消毒を励行してください。

⑸　投票の記載場所や鉛筆等をアルコール消毒液等で定期的に消毒してください。

⑹　必要に応じて使い捨ての簡易鉛筆等を準備することや選挙人が持参する鉛筆等の使用が認められることの周知を検討してください。

3　重病人等歩行困難な選挙人の不在者投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会いがある限り、ベッドの上ですることもできるとされていますが、その際にも３つの密を避ける取組やマスクの着用等、上記に準じた対策を講じてください。

Ⅵ　様式例　（市町村選挙管理委員会が様式を作成している場合は、それによってください。）

（別記様式例１）

宣誓書（投票用紙等請求書兼宣誓書）〔本人請求の場合〕

私は、何選挙の当日、下記のいずれかの不在者投票事由に該当する見込みですので、公職選挙法施行令第50条第１項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

○　仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
○　用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
○　疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
○　交通至難の島等に居住・滞在
○　住所移転のため、本市町村以外に居住
○　天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和　　年　　月　　日

氏　　名		生年月日	
現　　住　　所			
選挙人名簿に記載されている住所	（現住所と異なる場合のみ記載すること。）		

選挙管理委員会委員長　様

（別記様式例２）

証　明　書

住所　　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）字何（町）何番地

氏　　名

右の者は、令和何年何月何日　　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）字何（町）何番地から（当該都道府県の区域内の何郡（市）（区）何町（村）字何（町）何番地に住所を移し、更に令和何年何月何日当該住所地から）当該都道府県の区域内の本市（区）（町）（村）（何郡（市）（区）何町（村））の区域内に住所を移し、引き続き住所を有する者であることを証明する。

令和何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）長　氏　　名　印

（別記様式例３）

選挙人名簿登録証明書

選挙人名簿に記載
されている住所

氏　　名

上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和何年何月何日交付

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）

選挙管理委員会委員長　　氏　　名　印

選　挙	選挙期日	令第53条又は第54条の規定による投票用紙の交付	令第59条の６、第59条の６の３又は第59条の６の４の規定による投票送信用紙の交付		不在者投票用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票
			船長に対する交付	船員に対する交付			
何選挙	令和何年何月何日	何県何郡（市）（区）何町（村）交付	何県何郡(市)(区)何町(村)交付	交付	受領	受領 選挙管理委員会委員長　印	交付

備考　１　この証明書の有効期間は、交付の日から７年とする。
　　２　船員でなくなった場合等、令第18条第３項に規定する場合に該当するに至ったときは、この証明書を直ちに交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

備考

１　用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。

２　令第35条第２項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。

３　令第53条又は第54条の規定により記入する場合には、「令第53条又は第54条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

４　令第59条の６第４項の規定により記入する場合には、「船長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

５　令第59条の６の３第３項の規定により記入する場合には、「船員に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに当該市町村名を併せて記入しなければならない。

６　令第59条の６第16項の規定又は令第59条の６の３第13項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

７　南極調査員について

①　令第35条第３項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記載するものとする。

②　令第59条の８第３項において準用する令第59条の６第４項の規定により記入する場合には、「船長に対する交付」欄に「隊長へ交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

③　令第59条の８第３項において準用する令第59条の６第16項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

（別記様式例４）

南極選挙人証

選挙人名簿に記載
されている住所

氏　　名

上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和何年何月何日交付

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）

選挙管理委員会委員長　　氏　　名　印

選　挙	選挙期日	令第53条の規定による投票用紙の交付	令第59条の８の規定による投票送信用紙の交付		不在者投票送信用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票
			南極地域調査組織の長に対する交付	南極調査員に対する交付			
第何回衆議院総選挙（第何回参議院通常選挙）	令和何年何月何日	何県何郡（市）（区）何町（村）交付	何県何郡（市）（区）何町（村）交付	交付	受領	受領 選挙管理委員会委員長印	交付

備考　この証明書の有効期間は、交付の日から南極調査期間が満了する日（何年何月何日）までとする。

備考

1　用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。

2　令第35条第３項の規定によって記入する場合においては、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。

3　令第53条第１項の規定によって記入する場合においては、「令第53条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

4　令第59条の８第３項において準用する令第59条の６第４項の規定によって記入する場合においては、「隊長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

5　令第59条の８第３項において準用する令第59条の６第16項の規定によって記入する場合においては、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

（別記様式例５）

依　　頼　　書

私は、令和何年執行の何選挙の投票を（当病院、当老人ホーム、当施設）で行いたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求していただくよう依頼します。

令和　　年　　月　　日

様

選挙人住所

選挙人氏名（ふりがな）

生年月日　明治・大正・昭和・平成　　年　　月　　日生

性　　別　　男　・　女

病棟等	
階	

（代理記載人氏名　　）

＊選挙人自らが記載することができない場合には、代筆者の氏名を記載してください。

（別記様式例６）

投票用紙等請求書（病院長等が選挙人に代わって請求する場合）

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生年月日	備考

右の選挙人は、令和何年何月何日執行の何選挙の当日、当何病院（何施設）にあるため、当何病院（何施設）において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第五十条第四項（第五十一条第二項において準用する第五十条第四項）の規定による依頼があったので、右の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び投票用封筒の交付を請求します。

令和何年何月何日

所在地

病院の名称（施設）

院長氏名（施設の長）

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長　氏　名　様

備考　一　選挙人から令第五十条第三項の申立ての依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

二　都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第五十条第五項の申請をする場合は、備考欄に「引続居住」と記載すること。

三　選挙の期日の公示又は告示の日前に請求する場合には、選挙の執行年月日を記載する必要はないが、当該請求に係る選挙を指定する文言を記載すること。

（別記様式例７）

外封筒

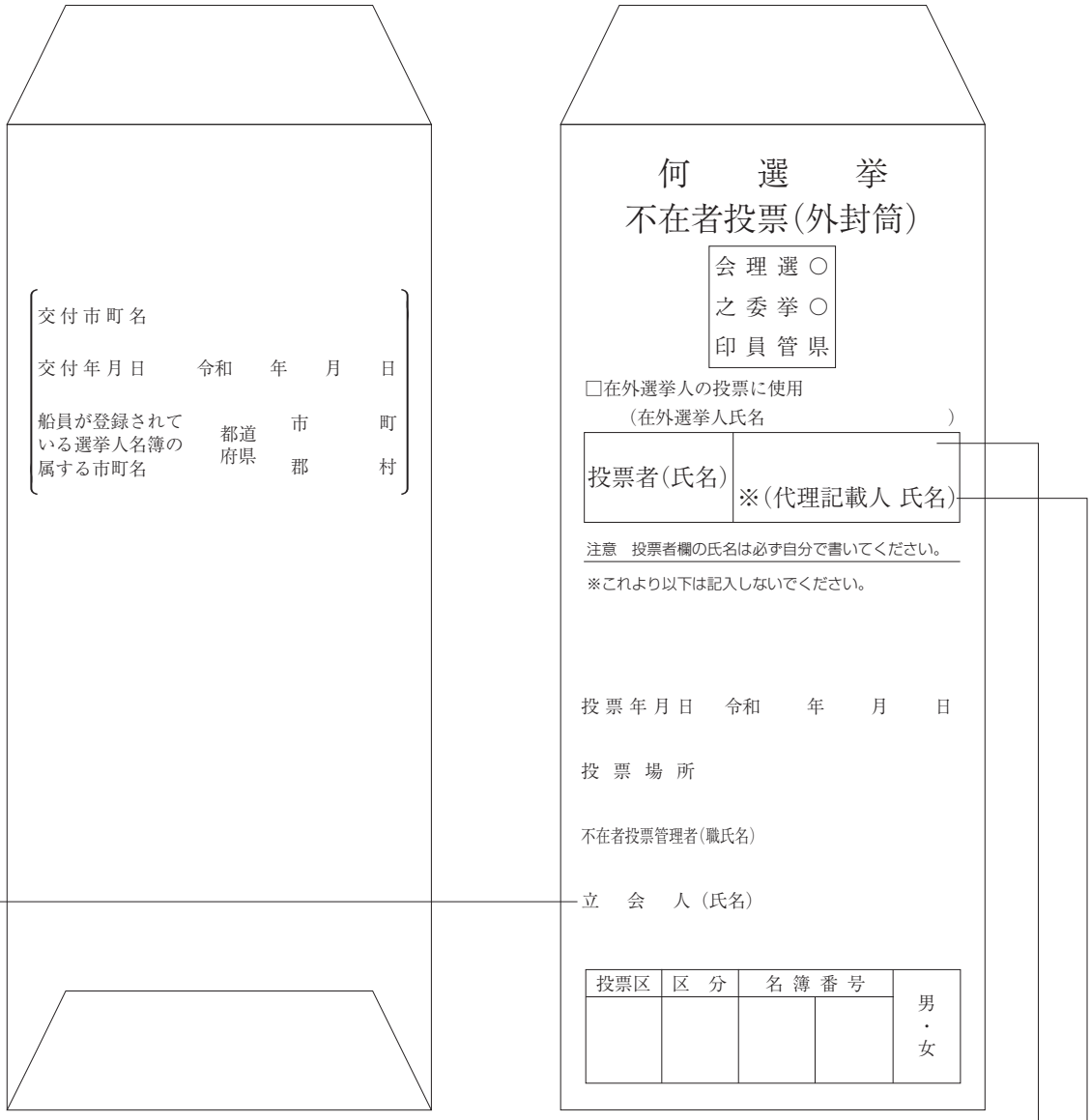

① 選挙人本人が署名すること。代理投票（ｐ．９）及び代理投票の仮投票（ｐ．９）の場合には、代理記載をした補助者が選挙人の氏名を記入すること。

② 代理記載人の氏名は、代理投票の仮投票（p. ９）の場合のみ記入すること。単なる代理投票の場合には記入不要であること。

③ 立会人の署名であること。（ゴム印、タイプ等によることはできません。）

④ 以上の外、投票年月日、投票場所、不在者投票管理者の欄に正確に記入すること。

内封筒

裏

表

（内封筒）

注意

この封筒には、何も記載しないでください。

この封筒に記載ずみの投票用紙を入れ、封をしたうえ、外封筒に入れてさらに封をしてください。

（別記様式例８）

不在者投票証明書

選挙人の氏名	山川一郎
選挙人の生年月日	昭和二十五年四月十五日生
投票しようとする病院、老人ホームその他の施設の名称	愛媛県松山市一番町四丁目四番地二　何病院
その他の事項	身長百六十センチメートル、丸顔、黒縁眼鏡、右眼下にほくろあり。
選挙	令和何年何月何日執行何選挙

右のとおり証明する。

令和何年何月何日

愛媛県何市選挙管理委員会委員長　氏　　名　印

備考

「その他の事項」の欄には、不在者投票管理者が選挙人を確認するために参考となるべき事項を詳細に記載すること。

（別記様式例９）

年　　月　　日

（市町）選挙管理委員会委員長　様

（施 設 名）長 ○○ ○○○○

外部立会人の選定について（依頼）

当方においては、下記のとおり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、ついては、同条第10項の規定に基づく立会人の選定をお願いいたします。

記

不在者投票を 実施したい日時	令和　　年　　月　　日 時　　分　～　　時　　分
施設の所在地	（〒　　）
施設の名称	
担当者職氏名	
電話番号	
その他（ＦＡＸ、 メールアドレス等）	

（別記様式例10）

年　　月　　日

立　会　人　選　任　書

様

（施設名・長）

あなたを、下記のとおり、令和　　年　　月　　日執行の　　選挙について、指定病院等における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の＿＿＿＿分前までに＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に、おいでください。

記

立会日時：　　年　　月　　日（　）　　：　　～　　：

不在者投票の実施場所：

（別記様式例11）

請　　求　　書

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（アラビア数字で記載し、訂正等はしないでください。）

ただし、令和　　年　　月　　日執行の　　選挙における不在者投票に要した経費

（内訳）

〈不在者投票を行った者の数＿＿＿人×１，２３６円＝＿＿＿＿＿円〉（別紙１）

〈外部立会人（市町選挙管理委員会が選定し、指定施設が選任した者に限る。）に要した経費＿＿＿＿＿＿円〉（別紙２）

上記の金額を請求します。

令和　　年　　月　　日

愛媛県知事　　様

不在者投票管理者（債権者）

施設の所在地	（〒　　）
施設の名称	
職　　名	
ふりがな 氏　　名	㊞
電話番号	

（別紙１）

不在者投票送致都道府県別・市区町村別内訳

（施設名　　）

（令和　　年　　月　　日投票分）

選　挙　名	都道府県名及び市区町村名	不在者投票を行った者の数	選　挙　名	都道府県名及び市区町村名	不在者投票を行った者の数
		人			人

【選挙ごとの不在者投票者計】

選　挙　名	不在者投票を行った者の数
	人
合　　計	人

注１　不在者投票を実施した日ごとに別葉とすること。

２　投票した実人数を記載し、請求したが投票しなかった者は含めないこと。

３　衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査は一つの選挙として扱うこと。

４　同じ地方公共団体の長の選挙と議会議員の選挙は一つの選挙として扱うこと。

（別紙２）

外部立会人に要した経費　請求明細書

（　指　定　施　設　用　）

１　外部立会人

外部立会人氏名	
立会人を選定した選挙管理委員会	選挙管理委員会

２　立会実績

立　　会　　日	令和　　年　　月　　日
立　会　時　間	午　　時　～　午　　時
立　会　場　所	

３　投票に立ち会わせるために要した経費

上　　限　　額	1,459 円×　　時間＝　　円　（A） ※ 上記が12,400円を超える場合は、12,400円
実際に支給した額	円　（B）
（A）と（B）のうちいずれか少ない額	（C）　円　（今回請求額）

注１　経費を請求できる外部立会人は、市町選挙管理委員会が選定し、指定施設が選任した者に限ること。

２　外部立会人に支給した報酬等の領収書等の写しを添付すること。

３　立会日に複数の選挙が実施された場合は、（（A）と（B）のうちいずれか少ない額）×（請求に係る選挙の投票者数）÷（当該日に実施された各選挙の投票者の合計数）を（C）に記入すること。

（作成例）

領　　収　　書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（施設名・長）
医療法人〇〇会〇〇〇〇〇病院
院長　　□ □　□ □　様

¥　２，９１８　円

但し、令和〇〇年〇〇月〇〇日執行の愛媛県知事選挙における不在者投票の立会いに要した経費として

上記の金額を領収しました。

住　所　　〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号

氏　名　　〇　山　　×　夫　　㊞

【記載例】

令和○○年○○月○○日

○○市選挙管理委員会委員長　様

（施 設 名・長）
医療法人○○会○○○○○病院
院長 □ □　□ □

外部立会人の選定について（依頼）

当方においては、下記のとおり、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 1 項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、ついては、同条第 10 項の規定に基づく立会人の選定をお願いいたします。

記

不在者投票を実施したい日時	令和○○年○○月○○日 午後１時００分　～午後３時００分
施設の所在地	（〒XXX-XXXX） ○○市○○町□丁目◇－×
施設の名称	医療法人○○会○○○○○病院
担当者職氏名	○○　　○○　○○
電話番号	XXX-XXX-XXXX
その他（ＦＡＸ、メールアドレス等）	

【記載例】

請　　求　　書

￥　９，１６７－

（アラビア数字で記載し、訂正等はしないでください。）

ただし、令和○○年○○月○○日執行の愛媛県知事選挙における不在者投票に要した経費

（内訳）

〈不在者投票を行った者の数　６人×１，２３６円＝　７，４１６円〉（別紙１）

〈外部立会人（市町選挙管理委員会が選定し、指定施設が選任した者に限る。）に要した経費　　１，７５１円〉（別紙２）

上記の金額を請求します。

令和○○年○○月○○日

愛媛県知事　○ ○ ○ ○　様

不在者投票管理者（債権者）

施設の所在地	（〒○○○―△△△△） ○○市△△町□丁目◇―×
施設の名称	医療法人○○会○○○○○病院
職　　名	院長
ふりがな 氏　　名	ｼｶｸｼｶｸ　ｼｶｸｼｶｸ □□　□□　　㊞
電話番号	○○○―○○○―○○○○

【記載例】

（別紙１）

不在者投票送致都道府県別・市区町村別内訳

（施設名　医療法人〇〇会〇〇〇〇〇病院　）

（令和〇〇年〇〇月〇〇日投票分）

選　挙　名	都道府県名及び市区町村名	不在者投票を行った者の数	選　挙　名	都道府県名及び市区町村名	不在者投票を行った者の数
愛媛県知事選挙	愛媛県松山市	６人			人
松山市長選挙	愛媛県松山市	４人			

【選挙ごとの不在者投票者計】

選　挙　名	不在者投票を行った者の数
愛媛県知事選挙　（ア）	６人
松山市長選挙	４人
合　計　（イ）	１０人

注１　不在者投票を実施した日ごとに別葉とすること。
　２　投票した実人数を記載し、請求したが投票しなかった者は含めないこと。
　３　衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査は一つの選挙として扱うこと。
　４　同じ地方公共団体の長の選挙と議会議員の選挙は一つの選挙として扱うこと。

【記載例】

（別紙２）

※　市町が選定した者を立ち会わせなかった場合、この様式の提出は不要です。
　なお、この様式は、市町が選定した者が立ち会ったが「投票に立ち会わせる経費」が発生しなかった場合（市町の職員が立ち会った場合等、指定施設において報酬等の支払が発生しなかった場合）にも提出してください。

１　外部立会人

外部立会人氏名	○ 山　× 夫
立会人を選定した選挙管理委員会	○ ○ 市　　選挙管理委員会

１時間未満の時間数は１時間とする。

２　立会実績

立　会　日	令和○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
立　会　時　間	午後 1 時 ～ 午後 3 時
立　会　場　所	○○市△△町□丁目◇ー× 医療法人○○会○○○○○病院

忘れずに添付してください。

３　投票に立ち会わせるために要した経費

上　限　額	1,459 円× 2 時間＝ 2,918 円 ※ 上記が12,400円を超える場合は、12,400円	（A）
実際に支給した額	別紙１の（ア） 2,918 円	（B）
（A）と（B）のうちいずれか少ない額	（C）注３ 1,751 円	（今回請求額）

注１　経費を請求できる外部立会人は、市町選挙管理委員会が選定し、指定施設が選任した者に限ること。
　２　外部立会人に支給した報酬等の領収書等の写しを添付すること。　別紙１の（イ）
　３　立会日に複数の選挙が実施された場合は、（（A）と（B）のうちいずれか少ない額）×（請求に係る選挙の投票者数）÷（当該日に実施された各選挙の投票者の合計数）を（C）に記入すること。

Ⅶ　参照条文

1　公職選挙法（抄）

（選挙権）

第 9 条　日本国民で年齢満18年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2　日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き３箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3　日本国民たる年齢満18年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き３箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する。

4　前２項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。）を含むものとする。

5　省　略

（投票所における投票）

第 44 条　選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

2　選挙人は、選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が第19条第３項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次項、第55条及び第56条において同じ。）の対照を経なければ、投票をすることができない。

3　第９条第３項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が、従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合には、前項の選挙人名簿又はその抄本の対照を経る際に、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書を提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受けなければならない。

（代理投票）

第 48 条　心身の故障その他の事由により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称）を記載することができない選挙人は、第46条第１項から第３項まで、第50条第４項及び第５項並びに第68条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

2・3　省　略

（期日前投票）

第48条の２　選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第44条第１項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

⑴　職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。

⑵　用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

⑶　疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であるこ

と又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは少年鑑別所に収容されていること。

⑷　交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

⑸　その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

⑹　天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

2～8　省　略

（不在者投票）

第 49 条　前条第１項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第42条第１項ただし書、第44条、第45条、第46条第１項から第３項まで、第48条及び第50条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

2　選挙人で身体に重度の障害があるもの（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第４条に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第２条第１項に規定する戦傷病者又は介護保険法（平成９年法律第123号）第７条第３項に規定する要介護者であるもので、政令で定めるものをいう。）の投票については、前条第１項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第42条第１項ただし書、第44条、第45条、第46条第１項から第３項まで、第48条及び第50条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者、同条第９項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第３条第４号に規定する外国信書便事業者による同法第２条第２項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。

3　前項の選挙人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第68条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）をして投票に関する記載をさせることができる。

4～9　省　略

10　不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

（選挙事務関係者の選挙運動の禁止）

第 135 条　省　略

2　不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

（選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反）

第 241 条　次の各号の一に該当する者は、６月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

⑴　省略

⑵　第135条又は第136条の規定に違反して選挙運動をした者

（参議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出等）

第 86 条の 3　参議院（比例代表選出）議員の選挙においては、次の各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体の名称（１の略称を含む。）及びその所属する者（当該政党その他の政治団体が推薦する者を含む。第98条第３項において同じ。）の氏名を記載した文書（以下「参議院名簿」という。）を選挙長に届け出ることにより、その参議院名簿に記載されている者（以下「参議院名簿登載者」という。）を当該選挙における候補者とすることができる。この場合にお

いては、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分してこの項の規定により届け出る文書に記載することができる。

⑴～⑶　省略

2　省略

（文書図画の掲示）

第143条　選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第１号、第２号、第４号、第４号の２及び第５号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

⑴　選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

⑵　第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

⑶　公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第86条の３第１項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が使用するたすき、胸章及び腕章の類

⑷　演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

⑷の２　屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類

⑸　前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第86条の３第１項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）

2　省　略

3　衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙については、第１項第５号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）は、第144条の２第１項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者１人につきそれぞれ１枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

4　第144条の２第８項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、第１項第５号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、同条第８項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者１人につきそれぞれ１枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

5～19　省　略

（ポスターの掲示箇所等）

第145条　何人も、衆議院議員、参議院（比例代表選出）議員、都道府県の議会の議員又は市町村の議会の議員若しくは長の選挙（第144条の２第８項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした選挙を除く。）については、国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、第143条第１項第５号のポスターを掲示することができない。ただし、橋りよう、電柱、公営住宅その他総務省令で定めるもの並びに第144条の２及び第144条の4の掲示場に掲示する場合については、この限りでない。

2・3　省　略

（政治活動の態様）

第 201 条の11

1～5　省　略

6　第145条の規定は、この章の規定によるポスター並びに立札及び看板の類について、準用する。この場合において、同条第１項ただし書中「総務省令で定めるもの並びに第144条の２及び第144条の４の掲示場に掲示する場合」とあるのは、「総務省令で定めるもの」と読み替えるものとする。

7～11　省　略

（選挙に関する届出等の時間）

第 270 条　この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて総務大臣、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会、選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長等に対してする届出、請求、申出その他の行為は、午前８時30分から午後５時までの間に行わなければならない。ただし、次に掲げる行為は、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内に行わなければならない。

(1)～(4)　省　略

2　省　略

（不在者投票の時間）

第 270 条の 2　前条第１項の規定にかかわらず、第49条第１項、第４項、第７項又は第９項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対して行う行為（国外において行うものを除く。次項において同じ。）のうち政令で定めるものは、午前８時30分（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午前６時30分から午前８時30分までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）から午後８時（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後５時から午後10時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）までの間に行うことができる。

2　前条第１項の規定にかかわらず、第49条第１項、第４項、第７項又は第９項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対して行う行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内に行わなければならない。

２　公職選挙法施行令（抄）

（投票記載の場所の設備）

第 32 条　市町村の選挙管理委員会は、投票所において選挙人が投票の記載をする場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられることがないようにするために、相当の設備をしなければならない。

（代理投票の仮投票）

第 41 条　投票管理者は、法第48条第１項の規定によつて心身の故障その他の事由を理由として代理投票を申請した選挙人がある場合において、その事由がないと認めるときは、投票立会人の意見を聴き、その拒否を決定することができる。

2　前項の決定を受けた選挙人がその決定に不服である場合においては、投票管理者は、仮に投票をさせなければならない。

3　投票管理者は、第１項に規定する選挙人が代理投票をすることについて投票立会人に異議がある場合においては、その選挙人に仮に投票をさせなければならない。

4　前２項の場合においては、投票管理者は、法第48条第２項（法第46条の２第２項の規定により変更して適用する場合を含む。）の規定により、投票用紙に公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号を記載した者に、その選挙人及び投票立会人の面前においてその投票用紙を封筒に入れて封をさせ、かつ、封筒の表面に選挙人及びその者の氏名を記載させて投票箱に入れさせなければならない。

（投票用紙及び投票用封筒の請求）

第 50 条　選挙の当日法第48条の２第１項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第５条の３に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条第１項に規定する有料老人ホーム（第４項において「有料老人ホーム」という。）をいう。第４項及び第55条において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117号）第39条の規定により同法第１条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。第４項及び第55条において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第149条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第４条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。第４項及び第55条において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第29項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。第４項及び第55条において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第１項に規定する救護施設及び更生施設をいう。第４項及び第55条において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは少年鑑別所（以下この章において「不在者投票施設」という。）において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2　選挙の当日法第48条の２第１項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で現に当該選挙の選挙権を有しないものは、前項の規定による請求をする場合を除くほか、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

3　点字によつて投票をしようとする選挙人は、前２項の規定による請求をする際に、前２項の選挙管理委員会の委員長に対し、その旨を申し立てなければならない。

4　第55条第４項に規定する不在者投票の不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人ホームの長（有料老人ホームにあつては、その施設の管理者。同条おいて同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第16条第１項に規定する留置業務管理者をいう。第55条第４項第３号及び第９項において同じ。）、少年院の長又は少年鑑別所の長（これらの者が同条第８項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、同条第９項の規定により同条第４項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となる者。以下この条において「不在者投票施設の長」という。）は、当該不在者投票施設の長が管理する不在者投

票施設にあるべき選挙人の依頼があつた場合には、自ら又はその代理人によつて、当該選挙人に代わつて、第１項の選挙管理委員会の委員長に対し、文書で同項の規定による請求及び申立て並びに前項の規定による申立てをすることができる。

5　都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第９条第３項の規定により当該選挙の選挙権を有する者が第１項の規定による請求をする場合又はこれらの者に代わつて不在者投票施設の長若しくはその代理人が前項の規定による請求をする場合には、第１項の選挙管理委員会の委員長に、引続居住証明書類を提示し又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請しなければならない。

6　船員（選挙人名簿登録証明書の交付を受けている者に限る。第59条の６の２各号を除き、以下同じ）が第１項若しくは第２項の規定による請求をする場合又は船員に代わつて不在者投票施設の長若しくはその代理人が第４項の規定による請求をする場合には、第１項又は第２項の選挙管理委員会の委員長に、選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

7　衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において、南極選挙人証の交付を受けた選挙人が第１項若しくは第２項の規定による請求をする場合又は当該選挙人に代わつて不在者投票施設の長若しくはその代理人が第４項の規定による請求をする場合には、第１項又は第２項の選挙管理委員会の委員長に、当該選挙人の南極選挙人証を提示しなければならない。

（選挙人名簿登録証明書）

第 18 条　選挙人名簿に登録された船員（船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船員をいい、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第92条第1項の規定により船員法第２条第２項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和52年法律第96号）第14条第１項の規定により船員法第２条第２項に規定する予備船員とみなされる者並びに法第49条第７項に規定する実習生（第５章において「実習生」という。）を含む。以下同じ。）は、市町村の選挙管理委員会に対して、選挙人名簿登録証明書の交付を申請することができる。

2～4　省　略

（南極選挙人証）

第 59 条の７　南極地域調査組織に属する選挙人（南極地域調査組織に同行する選挙人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。）は、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている場合を除き、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が当該市町村の選挙人名簿に登録されている旨を証する書面（以下この条及び次条において「南極選挙人証」という。）の交付を申請することができる。

2～4　省　略

（船員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求の特例）

第 51 条　船員は、選挙の当日法第48条の２第１項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる場合には、前条第１項、第２項又は第４項の規定による請求をする場合を除くほか、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村で総務省令で指定するものの選挙管理委員会の委員長に対して、選挙人名簿登録証明書及び船員手帳（当該船員が実習生である場合には、法第49条第７項に規定する船員手帳に準ずる文書）を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2　前条第３項及び第４項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第３項中「選挙人は、前２項」とあるのは「船員は、次条第１項」と、「に、前２項」とあるのは「に、同項」と、同条第４項中「選挙人の」とあるのは「船員で、当該不在者投票施設において投票をしようとするものの」と、「選挙人に」とあるのは「船員に」と、「第１項の」とあるのは「次条第１項の」と、「同

項の規定による請求及び申立て並びに」とあるのは「、選挙人名簿登録証明書（船長又はその代理人以外の第55条第４項に規定する不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人にあつては、選挙人名簿登録証明書及び船員手帳（当該船員が実習生である場合には、法第49条第７項に規定する船員手帳に準ずる文書））を提示して、次条第１項の規定による請求及び」と読み替えるものとする。

（不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）

第 52 条　第50条第１項若しくは第２項又は前条第１項の規定による請求をする場合には、選挙人は、選挙の当日に法第48条の２第１項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる旨を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を併せて提出しなければならない。

（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）

第 53 条　市町村の選挙管理委員会の委員長は、第50条第１項、第２項又は第４項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第９条第３項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について第50条第５項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第30条の10第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が選挙の当日法第48条の２第１項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに（第50条第１項又は第４項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けたときは、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日（郵便等をもつて発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日）以後直ちに）次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その選挙人が船員であるときは当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が南極選挙人証の交付を受けた者であるときは当該選挙人の南極選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

⑴　第50条第１項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもつて発送する。

⑵　第50条第２項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付する。

⑶　第50条第４項の規定による請求を受けた場合には、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもつて発送する。

2　市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項第１号に掲げる措置をとる場合には、当該選挙人について、氏名及び生年月日（当該選挙人が、不在者投票施設において投票をしようとするものであるときは、氏名、生年月日及び当該不在者投票施設の名称）を記載した不在者投票証明書を作成し、これを封筒に入れて封をし、封筒の表面に不在者投票証明書が在中する旨を表示し、その裏面に記名して印を押し、これを同項の投票用紙及び投票用封筒とともに、選挙人に交付し、又は郵便等をもつて発送しなければならない。

3　第１項の場合において、第50条第３項又は第４項の規定により点字によつて投票をする旨の申立てをし、又は申立てをされた選挙人に交付し、又は発送すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。

4　第１項第３号の規定により交付され、又は郵便等をもつて発送された投票用紙及び投票用封筒を受け取つた不在者投票管理者又はその代理人は、直ちにこれを選挙人に渡さなければならない。

（船員に対する不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付の特例）

第 54 条　市町村の選挙管理委員会の委員長は、第51条第１項又は同条第２項において準用する第50条第４項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その請求をした船員が選挙の当日法第48条の２第１項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めたときは、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。この場合においては、投票用封筒にその市町村名、交付の年月日、選挙の種類及び当該船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名を記入するとともに、当該船員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

⑴　第51条第１項の規定によつて請求を受けた場合にあつては、船員に直接に交付する。

⑵　第51条第２項において準用する第50条第4項の規定によつて請求を受けた場合にあつては、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもつて発送する。

2　前項の場合において、第51条第２項において準用する第50条第３項又は第４項の規定によつて点字によつて投票をする旨の申立てをし、又は申立てをされた船員に交付し、又は発送すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。

3　第１項第２号の規定により投票用紙及び投票用封筒を受け取つた不在者投票管理者又はその代理人は、直ちにこれを船員に渡さなければならない。

（不在者投票管理者）

第 55 条　法第49条第１項に規定する不在者投票管理者は、投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人が現に所在し、又は居住する地の市町村の選挙管理委員会の委員長（当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を除く。）とする。

2　都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者で、第50条第１項の規定による請求をしたもの（第58条第１項において「病院等に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの」という。）の不在者投票については、前項の規定によるほか、当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長を法第49条第１項に規定する不在者投票管理者とする。

3　選挙の当日法第48条の２第１項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で現に当該選挙の選挙権を有しないものの不在者投票については、前２項の規定によるほか、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を法第49条第１項に規定する不在者投票管理者とする。

4　次の各号に掲げる者の不在者投票については、前３項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者を法第49条第１項に規定する不在者投票管理者とする。

⑴　総トン数20トン以上の船舶（漁船にあつては、総トン数30トン以上のものとする。）に乗船している船員で当該船舶内で不在者投票をするもの　当該船舶の船長

⑵　都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者（これらの者で、第50条第１項若しくは第２項又は第51条第１項の規定による請求をしたものを

除く。）　当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長

⑶　刑事施設に収容されている者、労役場若しくは監置場に留置されている者又は留置施設に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第15条第１項の規定により留置されている者　当該刑事施設の長、当該労役場若しくは監置場が附置された刑事施設の長又は当該留置施設の留置業務管理者

⑷　少年院に収容されている保護処分に付された者又は少年鑑別所に収容されている者　当該少年院の長又は当該少年鑑別所の長

５～７　省　略

８　第４項第１号の船舶の船長、第２項若しくは第４項第２号の病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、身体障害者支援施設の長若しくは保護施設の長、特定国外派遣組織の長、指定船舶等の船長又は南極地域調査組織の長は、候補者となつた場合又は外国人である場合には、第２項及び第４項から前項までの規定にかかわらず、不在者投票管理者となることができない。

９　第２項及び第４項から第７項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるべき者が前項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、船舶の船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長、特定国外派遣組織の長、指定船舶等の船長又は南極地域調査組織の長の職務を代理すべき者が第２項及び第４項から第７項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるものとする。

（選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村における不在者投票の方法）

第 56 条　第53条第１項第１号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人（前条第４項第１号、第３号及び第４号に掲げる者を除く。）は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとする場合においては、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、不在者投票管理者であるその市町村の選挙管理委員会の委員長にその投票用紙及び投票用封筒を提示し、かつ、不在者投票証明書の入つている封筒を提出し、投票用紙及び投票用封筒並びに封筒に入つている不在者投票証明書の点検を受けた後、その管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第86条の２第１項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第86条の３第１項の規定による届出に係る名称若しくは略称。次項及び第４項において同じ。）を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、直ちにこれをその不在者投票管理者に提出しなければならない。

２　第54条第１項第１号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、不在者投票管理者であるその登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候捕者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、これをその不在者投票管理者に提出しなければならない。

３　前２項の場合においては、不在者投票管理者は、選挙権を有する者を立ち会わせなければならない。

４　第１項又は第２項の場合において、不在者投票管理者は、選挙人が法第48条の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定により立ち会わせた者の意見を聴いて、当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事す

る者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者２人を定め、その１人の立会いの下に他の１人をして投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。

5　第41条第１項から第３項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、不在者投票管理者は、投票用紙に公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第86条の２第１項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の法第86条の３第１項の規定による届出に係る名称若しくは略称）を記載した者にその者の氏名を投票用封筒の表面に記載させて、これを提出させなければならない。

6　省　略

（船舶、病院、老人ホーム、刑事施設等における不在者投票の特例）

第 58 条　第53条第１項第１号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人のうち病院等に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの又は第55条第４項各号に掲げる者は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、その投票用紙及び投票用封筒をそれぞれ同条第２項又は第４項に規定する不在者投票の不在者投票管理者に提示し、その点検を受け、その管理する投票の記載をする場所において、第56条第２項の規定に準じて投票をしなければならない。

2　不在者投票管理者は、前項の場合において選挙人が第50条第１項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した者であるときは、その者が交付を受けた不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒を開き、これを調べた後、投票をさせなければならない。

3　第56条第３項の規定は、前２項の規定による投票について準用する。

4　第32条並びに第56条第４項及び第５項の規定は、第１項の規定による投票について準用する。

（不在者投票の送致）

第 60 条　不在者投票管理者は、第56条から第58条までの規定により投票を受け取つた場合には、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、第56条第３項（第57条第３項において準用する場合を含む。）の規定により投票に立ち会つた者にあつては署名又は記名押印を、第58条第３項において準用する第56条第３項の規定により投票に立ち会つた者にあつては署名をさせ、更にこれを不在者投票証明書とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、これを次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に、直ちに（第２号又は第３号に掲げる場合には、当該各号に定める投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに）、送致又は郵便等による送付（第２号又は第３号に掲げる場合には、送致）をしなければならない。

⑴　第56条又は第58条の規定により投票を受け取つた場合　選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長

⑵　第57条の規定により投票を受け取つた場合（次号に掲げる場合を除く。）選挙人が属する投票区の投票管理者

⑶　第57条の規定により投票を受け取つた場合であつて、当該投票をした選挙人が属する投票区が指定関係投票区であるとき　選挙人が属する投票区に係る指定投票区の投票管理者

2　選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長は、第59条の５、第59条の５の４第13項、第59条の６第14項（前条第３項において準用する場合を含む。）、第59条の６の３第９項又は前項（第１号に係る部分に限る。）の規定により投票の送付又は送致を受けた場合に

は、投票、不在者投票証明書及び同条第６項の規定により送信された確認書を受信した用紙を選挙人が属する投票区の投票管理者（当該投票区が指定関係投票区等である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票管理者）に、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに送致しなければならない。

（不在者投票の時間に行うことができる行為）

第142条の２　法第270条の２第１項の政令で定めるものは、次に掲げる行為とする。ただし、第４号から第７号まで、第11号及び第12号に掲げる行為については、当該行為を行おうとする地の市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われる選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間に行うものに限る。

⑴　第50条第１項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

⑵　第50条第２項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

⑶　第50条第４項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

⑷　第51条第１項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

⑸　第51条第２項において準用する第50条第４項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

⑹　第56条第１項の規定による投票用紙及び投票用封筒の提示（当該提示に併せて行う同項の規定による不在者投票証明書の提出その他の行為及び当該提示に引き続いて行う同条第４項の規定による代理投票の申請、同条第１項、第４項又は第５項の規定による投票用封筒の提出その他の行為を含む。）

⑺　第56条第２項の規定による投票用封筒の提出（同条第４項の規定による代理投票の申請、同項又は同条第５項の規定による投票用封筒の提出その他の行為を含む。）

⑻　第57条第１項の規定により第56条第２項の規定に準じて行う投票用封筒の提出（第57条第３項において準用する第56条第４項の規定による代理投票の申請、第57条第３項において準用する第56条第４項又は第５項の規定による投票用封筒の提出その他の行為を含む。）

⑼　第57条第２項の規定による不在者投票証明書の提出（当該提出に引き続いて同項の規定により第56条第２項の規定に準じて行う投票用封筒の提出、第57条第３項において準用する第56条第４項の規定による代理投票の申請、第57条第３項において準用する第56条第４項又は第５項の規定による投票用封筒の提出その他の行為を含む。）

⑽　第59条の５の４第５項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

⑾　第59条の６第２項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求

⑿　第59条の８第２項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求

2　市町村の選挙管理委員会は、法第270条の２第１項の規定により午前６時30分から午前８時30分までの間で午前８時30分と異なる時刻を定める場合又は午後８時から午後10時までの間で午後８時と異なる時刻を定める場合には、前項各号に掲げる行為について、それぞれ午前８時30分又は午後８時と異なる時刻を定めることができる。ただし、次に掲げる行為については、それぞれ同一の時刻を定めなければならない。

⑴　前項第２号に掲げる行為及び同項第８号に掲げる行為

⑵　前項第４号に掲げる行為及び同項第７号に掲げる行為

3　法第270条の２第２項の政令で定めるものは、第１項第４号から第７号まで、第11号及び第12号に掲げる行為（同項ただし書に規定する期間内に行うものを除く。）とする。

３　公職選挙法施行規則（抄）

（期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務）

第 15 条の４　法第48条の２第１項第１号（法第49条第１項においてこれを引用し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）においてこの例によることとされている場合を含む。）の規定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務は、葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務とする。

４　愛媛県選挙事務執行規程（抄）

（不在者投票施設の指定の基準）

第17条の４　政令第55条第２項及び第４項第２号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により県委員会が指定する病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設（以下「指定病院等」という。）の基準は、次のとおりとする。

⑴　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院でおおむね30人以上の患者を入院させるための施設を有するもの又は介護老人保健施設若しくは介護医療院で入所定員がおおむね30人以上の規模を有するもの。

⑵　老人ホームで入所定員又は入居定員がおおむね30人以上の規模を有するもの。

⑶　原子爆弾被爆者養護ホームで入所定員がおおむね30人以上の規模を有するもの。

⑷　身体障害者支援施設で入所定員（通所者に係る入所定員を除く。）がおおむね30人以上の規模を有するもの。

⑸　保護施設でおおむね30人以上の人員（通所者に係る人員を除く。）を入所させることができる規模を有するもの。

⑹　不在者投票を行うための適当な施設を有すること。

⑺　不在者投票の事務に従事することができる必要な人員を有すること。

⑻　その他不在者投票の適正な管理執行が確保できること。

２　前項の基準に適合している病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設（以下「病院等」という。）に併設される病院等については、いずれの病院等においても不在者投票の管理執行に支障がないと認められるときには、当該基準を適用しない。

３　第１項の規定にかかわらず、同項第６号から第８号までの基準に適合している病院等であって県委員会が特に認めるものについては、同項第１号から第５号までの基準を適用しない。

（不在者投票施設の指定の申請）

第 17 条の５　院長等は、病院等について、前条第１項の指定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を県委員会に提出しなければならない。

⑴　病院等の名称及び所在地並びに病院等の種類

⑵　開設者の氏名、住所及び連絡先並びに法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表

者の氏名、住所及び職名

⑶　院長等の氏名、住所及び連絡先

⑷　開設年月日又は設置年月日

⑸　開設許可番号、設置認可番号又は設置届出年月日

⑹　病床数、入所定員、入居定員又は取扱定員

⑺　従業者の職種及び員数

⑻　建物その他の設備の規模及び構造

⑼　不在者投票場所の位置、名称及び面積

⑽　指定を受けようとする病院等が指定病院等に併設する施設にあっては、当該指定病院等に係る前９号に掲げる事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　施設の位置図（最寄りの投票所を表示すること。）

⑵　建物の平面図

⑶　不在者投票場所の略図及び写真

⑷　その他参考書類

3　県委員会は、第１項の申請書の提出があった場合は、当該病院等の所在する市町委員会の意見を求め、その内容を審査し、前条の基準に照らし当該病院等が不在者投票を適正に管理執行することができると認めるときは当該病院等を不在者投票を行うことができる病院等として指定し、当該病院等が不在者投票を適正に管理執行することができないと認めるときは指定しないものとする。

4　県委員会は、前項の規定により指定したときはその旨を、指定しないときはその旨及びその理由を当該病院等の院長等に通知するものとする。

（指定病院等の名称等の変更等の届出等）

第 17 条の６　指定病院等の院長等は、当該指定病院等の名称若しくは所在地を変更したとき、当該指定病院等を廃止したとき、又は当該指定病院等が第17条の４の基準を満たさなくなったときは、直ちにその旨を県委員会に届け出なければならない。

2　指定病院等の院長等は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の１月前までにその旨を県委員会に申し出なければならない。

（指定病院等の指定の取消し）

第 17条 の７　県委員会は、前条第１項の規定による指定病院等の所在地の変更若しくは廃止の届出があったとき、又は同条第２項の規定による指定の辞退の申出があったときは、その指定を取り消すものとする。

2　県委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定病院等の指定を取り消すことができる。

⑴　指定病院等の院長等が前条第１項の規定による届出をしない場合において、当該指定病院等の所在地の変更又は廃止の事実を確認したとき。

⑵　指定病院等の院長等が法第135条第２項の規定に違反したとき。

⑶　指定病院等の不在者投票に関し不正の行為があったとき。

⑷　その他指定病院等に不在者投票を行わせることが著しく不適当であると認められる理由があるとき。

第25号様式の２

不在者投票施設指定申請書

年　　月　　日

愛媛県選挙管理委員会委員長　氏　名　宛

所在地
施設名
院長等

申請者	氏名				
	住所	（郵便番号　　－　　）			
	連絡先	電話番号			
		ＦＡＸ番号			
指定を受けようとする施設	名称				
	所在地				
	種類				
	開設者	氏名又は名称			
		住所又は主たる事務所の所在地			
		法人の種別			
		連絡先	電話番号		
			FAX番号		
		代表者の職名及び氏名	職名		氏名
		代表者の住所	（郵便番号　　－　　）		
	開設（設置）年月日	年　　月　　日			
	開設許可（設置認可）番号（設置届出年月日）				
	病床数（入所定員、入居定員、取扱定員）	床（人）			
	従業者の職種及び員数				
	建物その他の設備の規模及び構造				
	不在者投票場所	位置及び名称			
		面積	m^2		
既に指定を受けている施設	名称				
	所在地				
	施設の種類				
	開設者	氏名又は名称			
		住所又は主たる事務所の所在地			
		法人の種別			
		連絡先	電話番号		
			FAX番号		
		代表者の職名及び氏名	職名		氏名
		代表者の住所	（郵便番号　　－　　）		
	開設（設置）年月日	年　　月　　日			
	開設許可（設置認可）番号（設置届出年月日）				
	病床数（入所定員、入居定員、取扱定員）	床（人）			
	従業者の職種及び員数				
	指定年月日	年　　月　　日			
	建物その他の設備の規模及び構造				
	不在者投票場所	位置及び名称			
		面積	m^2		

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　不要の文字は、抹消すること。

３　申請者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、申請者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

４　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別様に記載して添付すること。

５「施設の種類」の欄は、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院、介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第25項に規定する介護老人保健施設若しくは介護医療院、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第５条の３に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは軽費老人ホーム若しくは同法第29条第１項に規定する有料老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117号）第39条の規定により同法第１条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第26項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第４条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。）又は保護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第１項に規定する救護施設及び更生施設をいう。）の別を記入すること。

６「法人の種別」の欄は、社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記入すること。

７「病床数（入所定員、入居定員、取扱定員）」の欄は、通所者に係るものを含めないこと。

８「既に指定を受けている施設」の欄は、既に指定を受けている施設に併設する施設の指定を申請する場合に記入すること。

９　次に掲げる書類を添付すること。

⑴　施設の位置図（最寄りの投票所を表示すること。）

⑵　建物の平面図

⑶　不在者投票場所の略図及び写真

⑷　その他参考書類

第25号様式の３

<table>
<tr><td colspan="5">不在者投票施設名称等変更届出書
年　　月　　日
愛媛県選挙管理委員会委員長　氏　名　あて
所在地
施設名
院長等</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">不在者投票施設</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所　　在　　地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>指定年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">変更があった事項</td><td colspan="3">変　　更　　の　　内　　容</td></tr>
<tr><td colspan="2">変　　更　　前</td><td>変　　更　　後</td></tr>
<tr><td>1</td><td>施設の名称</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>2</td><td>施設の所在地</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
</table>

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　不要の文字は、抹消すること。

３　指定病院等の院長等本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、指定病院等の院長等本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

４　不在者投票施設の名称又は所在地の変更後、直ちに届け出ること。

第25号様式の４

<table>
<tr><td colspan="3">不在者投票施設廃止等届出書
年　　月　　日
愛媛県選挙管理委員会委員長　氏　名　あて
所在地
施設名
院長等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">廃止した（指定を受ける基準を満たさなくなった）施設</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td></td></tr>
<tr><td>指定年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>廃止した（指定を受ける基準を満たさなくなった）年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>廃止の（指定を受ける基準を満たさなくなった）理由</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　不要の文字は、抹消すること。

３　指定病院等の院長等本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、指定病院等の院長等本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

４　廃止（指定を受ける基準を満たさなくなった）後、直ちに届け出ること。

第25号様式の 5

<table>
<tr><td colspan="3">不在者投票施設指定辞退申出書
年　　月　　日
愛媛県選挙管理委員会委員長　氏　名　あて
所在地
施設名
院長等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">指定を辞退する施設</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td></td></tr>
<tr><td>指定年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>辞　退　年　月　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>指定を辞退する理由</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　指定病院等の院長等本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、指定病院等の院長等本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

３　指定を辞退する日の１月前までに提出すること。

Ⅷ　市町選挙管理委員会一覧表

市　　町	郵便番号	所　　在　　地	電話番号	FAX番号	備　考
松　山　市	790－0003	松山市三番町６丁目６番地１	089(948)6619	089(934)1811	
今　治　市	794－8511	今治市別宮町１丁目４番地１	0898(36)1590	0898(32)5211	
宇和島市	798－8601	宇和島市曙町１番地	0895(24)1111	0895(22)5969	
八幡浜市	796－8501	八幡浜市北浜１丁目１番１号	0894(22)3111	0894(24)0610	
新居浜市	792－8585	新居浜市一宮町１丁目５番１号	0897(65)1311	0897(65)1641	
西　条　市	793－8601	西条市明屋敷164番地	0897(52)1263	0897(52)1201	
大　洲　市	795－8601	大洲市大洲690番地の１	0893(24)1760	0893(24)2228	
伊　予　市	799－3193	伊予市米湊820番地	089(982)3735	089(982)3736	
四国中央市	799－0497	四国中央市三島宮川４丁目６番55号	0896(28)6051	0896(28)6124	
西　予　市	797－8501	西予市宇和町卯之町３丁目434番地１	0894(62)6400	0894(62)6501	
東　温　市	791－0292	東温市見奈良530番地の１	089(964)4400	089(964)1609	
越智郡					
上　島　町	794－2592	上島町弓削下弓削210番地	0897(77)2504	0897(77)4011	
上浮穴郡					
久万高原町	791－1201	久万高原町久万212番地	0892(21)1111	0892(21)2860	
伊予郡					
松　前　町	791－3192	松前町大字筒井631番地	089(985)4132	089(985)4148	
砥　部　町	791－2195	砥部町宮内1392番地	089(962)6110	089(962)4277	
喜多郡					
内　子　町	795－0392	内子町平岡甲168番地	0893(44)2111	0893(44)4300	
西宇和郡					
伊　方　町	796－0301	伊方町湊浦1993番地１	0894(38)0211	0894(38)1373	
北宇和郡					
松　野　町	798－2192	松野町大字松丸343番地	0895(42)1111	0895(42)1119	
鬼　北　町	798－1395	鬼北町大字近永800番地１	0895(45)1111	0895(45)1119	
南宇和郡					
愛　南　町	798－4196	愛南町城辺甲2420番地	0895(72)1211	0895(72)1214	